

和泉監・芳野監の呼称について

松尾 光

一、史料と問題の所在

八世紀の日本には、芳野監・和泉監という行政区画名があった。その史料としてはまず『続日本紀』（新訂増補国史大系本）があり、そこには、

○靈龜二年（七一六）四月甲子条

大鳥・和泉・日根の三郡を割きて、始めて和泉監を置く焉。

○靈龜二年五月癸卯条

僧綱及び和泉監に印を充つ。

○靈龜二年六月丁卯条

始めて和泉監に史生三人を置く。

○養老元年（七一七）二月己丑条。

和泉監正七位上堅部使主石前に位一階を進む。工匠・役夫に物を賜ふこと、差有り。

○神龜二年（七二五）閏正月己丑条

陸奥国の俘囚百卅四人を伊予国に配し、五百七十八人を筑紫に配し、十五人を和泉監に配す焉。

○天平四年（七三二）九月辛丑条

和泉監の百姓に賑給す。

○天平五年正月丙寅条

芳野監・讃岐・淡路等の国。去年登らず。百姓飢饉す。勅して賑貸す。

○天平五年閏三月己巳条

勅すらく、和泉監・紀伊・淡路・阿波等の国、早に遭ふこと殊に甚ふして、五穀登らず。宜しく今年之間、大税を借貸し、百姓の産業を続かしめよ。

○天平八年七月丁亥条

詔して、芳野監及び側近の百姓に物を賜ふ。

○天平十年十月丁卯条

京畿内・芳野・和泉監の今年の田租を免す。

○天平十二年八月甲戌条

和泉監を河内国に并はず焉。

とある。

また『令集解』（新訂増補国史大系本）公式令の古記に、

古記云。監司。謂芳野監和泉監之類也。

『先代旧事本紀の研究 校本の部』（鎌田純一氏校訂、吉川弘文館刊）巻十国造本紀・和泉国造条に、

和泉国造。

元河内国。靈龜元年割置茅野監。則改為國。元珍祭官。

とあり、さらに監内の具体的行政報告として『大日本古文書（編年文書）』巻二（七五頁～九七頁）に「天平九年度和泉監正税帳」が残されている。

これらの断片的な記事をもとに、滝川政次郎氏は「芳野和泉二監考」で吉野監・和泉監の建置・停廢、職員構成・職掌について考察を試みられた。その結果として、和泉監は『続日本紀』に従って靈龜二年に、芳野監は和銅四年四月以降で天平四年七月以前に設置された。在外諸司としての監はさきんじて大宝令に規定されており、設置の目的は芳野宮・和泉宮（珍努宮）の管轄にあった。和泉監は天平十二年八月に河内国に併合され、芳野監も相前後して廢止されたらしい。延暦・承和年間まで芳野監が存続したとすべき確証はない。しかし和泉監の廢止後も和泉宮は存続しており、監の廢止は行政上の都合にすぎない。職員構成は在京監司と同じく「正・佑・令史」があり、ほかに史生がいた。職掌は国司と変わりがなく、「陸奥・出羽等の国司が、普通の国司の職掌の外に、饗給、征討の事を兼ね掌った如く、普通の国司の職掌の外に、離宮の管理經營を行ふ職務を有した」とされた。これが、監についてのただ一つのまともな考察である。

しかし筆者は、和泉監正税帳にはじめて接した大学院修士課程在学時以来ずっとささやかな疑問を懐きつづけ、それをなお解決できないで来た。そのささやかな疑問というのは、

①なぜ芳野国・和泉国ではなく、行政単位を監という表記にしたのか。

②国と監とは、どういう差があったのかである。

滝川氏のいわれるように、たしかに「陸奥・出羽等の国司が、普通の国司の職掌の外に、饗給、征討の事を兼ね掌つていた。それならば「普通の国司の職掌の外に、離宮の管理經營を行ふ職務を有し」ていても、国・国司の名称のままでもよく、あえて監というような別の官司名を立ててことさらに区別するだけの理由がない。

もちろん、それは宮があるから変えたのだといわれよう。だが、離宮管理が仕事に入れば監とするのが当たり前というのなら、難波宮はともかくとしても、紫香樂宮・由義宮などだと造営とともにその近郡を割いて監としてしかるべきではないか。それをしていないのに、なぜ芳野・和泉だけが監とされて区別されたのだろうか。こうした問題を掲げてはみるものの、手がかりとなる史料は右の通りである。

芳野監より和泉監の方がはるかに多い。したがって検討も和泉監へのことに偏るが、かといってほかに術もないのでお許し願いたい。

二、正税帳記載項目からの検討

監と国との差異は、もとより名称の問題でない。なぜ国ではなく

て、監にしなければならなかったのか。それは、国と監との業務内容の差にあるのだろうか。

国と監との業務内容は、さいわいにも正税帳と比較・検討することが可能である。そこで「天平九年度和泉監正税帳」の記載項目を基礎にし、その項目についてほかの諸国正税帳と比較してみることにしよう。

穎稻 陸萬玖仟伍伯陸束肆把捌分

出挙 参萬束

負死伯姓伍伯伍拾参人 免税壹萬参仟陸拾束 未納貳仟

壹拾貳束 負伯姓壹伯参拾捌人

定納穎稻貳萬貳仟参伯玖拾貳束（本一万四千九百廿八束

利七千四百六十四束）

借貸 参仟伍伯参拾肆束

当年応輸租穀、依天平九年八月十三日恩勅免訖

遺穎稻参萬伍仟玖伯漆拾貳束肆把捌分

死伝馬皮肆張 直稻肆拾束 張別十束

合定稻穀 肆萬参仟陸伯壹拾貳斛壹升漆合壹夕参撮 未振

穎稻 陸萬壹仟玖伯参拾捌束肆把捌分

以上が歳入部分の後半部の記載だが、これらの項目はほかの「正税帳」でも普遍的に見られる記載事項である。

このさがが歳出の一覧となり、

雑用 壹萬肆仟参伯壹拾肆束参把陸分、之伍

穀 捌伯玖拾陸斛貳斗

穎 伍仟参伯伍拾貳束参把陸分、之伍

と歳出部の総計額が記され、以下にその内訳となる個別の支出項目が列記される。すなわち、

依民部省天平九年四月廿一日符、急戸捌拾玖烟口貳伯捌拾貳人

（略）賑給稻穀捌拾玖斛捌斗（略）

依五月十九日恩勅、賑給高年鰥寡惇獨等人物壹仟陸伯壹拾陸

人 稻穀陸伯伍拾肆斛肆斗（略）

依九月廿八日恩勅、賑給高年八十年已上壹伯貳拾伍人 稻穀壹

伯伍拾貳斛（略）

納民部省年料交易麦壹拾肆斛（略）直稻貳伯捌拾束（略）

難波宮雇民粮米貳拾貳斛料稻肆伯肆拾束

伝馬肆匹（略）直稻漆伯肆拾束（略）

依例正月十四日二寺読金光明経捌卷・最勝王経拾卷、合壹拾捌

卷、日佛聖僧肆軀并読僧拾捌口、合貳拾貳軀、惣供養料稻伍

拾束壹把陸分（略）

依民部省天平九年十一月九日符、給大鳥連大麻呂造地黄煎所米

漆斛料稻壹伯肆拾束

依民部省天平九年十二月三日符、進上県醸酒陸斛漆斗伍升料稻

壹伯壹拾捌束壹把貳分、之伍

依民部省天平九年十一月十二日符、官奴婢食料米壹拾玖斛玖斗

陸升伍合料稻參伯玖拾玖束參把

依民部省天平九年十月五日符、神戸調錢伍伯陸拾漆文料割充稻

漆拾束捌把伍分

依民部省天平九年九月廿二日符、交易進上調陶器

……(切断)……

切断部のあとは、途切れて国司巡行にともなう支出項目が並んで
いる。すなわち大鳥郡断簡には、

把 酒参升

伝馬価直充 正 将従参人 経参箇日 食稻参束玖把 酒参升

巡行部内教導伯姓 正 令史 史生弍人 将従漆人 経捌箇日

食稻式拾伍束肆把 酒式斗肆升

監月料 正 令史 史生壹人 将従陸人 式度 経捌箇日 食

稻式拾陸束陸把 酒式斗肆升肆合

和泉宮御田苧稻収納 正 将従参人 経式箇日 食稻式束陸把

酒式升

徴納正税 正 将従参人 式度 経参拾式箇日 食稻肆拾壹束

陸把 酒参斗式升

封正倉 正 将従参人 経壹拾参箇日 食稻壹拾陸束玖把 酒

壹斗参升

……(切断)……

とあって中断しているが、日根郡によるとこの後は、

合酒糟捌斗漆升伍合修理池人夫式伯玖拾式人(略)

給盡

とあり、ついで天平五年・天平四年・天平二年未納稻穀の免除、天
平四年前監所給借貸未納、欠酒の項目が並んでいる。雑用項目は、
酒糟の支給で終了している。

伝馬より前の項目は、これも日根郡断簡によると、

依民部省天平九年十一月九日符、給大鳥連大麻呂造地黄煎所米
式斛料稻肆拾束

依民部省天平九年十一月十三日符、交易進上眞筥壹拾合直稻壹

伯式拾束(合別十二束)

監月料稻壹伯捌拾壹束(故令史将従二人、起天平九年正月一日

迄七月四日、合一百八十一日、別一束)

朝使単伍人(官人二人 将従三人) 食稻壹束漆把(二人別四把

三人別三把) 酒式升(二人別一升) 料稻参把伍分

監巡行部内単参伯参陸人(略) 食稻壹伯壹拾式束(略) 酒

壹斛参升捌合(略) 料稻壹拾捌束壹把陸分、之伍

祭幣帛并大祓使従七位下村国連廣田 将従式人 従監史生壹

人 将従壹人 経壹箇日 食稻壹束漆把 酒壹升捌合

祭幣帛使位子无位丸連羣麻呂 将従壹人 従監正 将従参人

経壹箇日 食稻式束 酒式升

修理池史生壹人 将従壹人 経式拾箇日 食稻壹拾肆束 酒

壹斗陸升

出挙正税正令史 史生壹人 将従陸人 式度 経壹拾壹箇日

食稻叁拾参束 酒参斗捌合

難波宮雇民粮充 正令史 史生壹人 将従陸人 経壹箇日

食稻参束 酒式升捌合

催伯姓産業 令史 将従式人 式度 経壹拾箇日 食稻壹拾

束 酒壹斗

責計帳手実 正 将従参人 経参箇日 食稻参束玖把 酒参

升

檢校粟子 正 将従参人 経壹箇日 食稻壹束参把 酒壹升

伝馬価直充 正 将従参人 経壹箇日 食稻壹束参把 酒壹

升

とあり、「伝馬価直」項目で大鳥郡断簡の項目と接続する。

首部の「依民部省天平九年九月廿二日符、交易進上調陶器」より

あとで「国司巡行」以前の項目はいくつか欠けている。だがそれは、

右の「朝使」以前の記載項目から見ると、天平九年九月末から十二

月末までに命じられたであろう交易進上物の記載がないだけである。

交易進上物はさらにいくつか見られたとしても、太政官符・民部省

符などによって中央政府へと進上されてしまうもので、どのみち諸

国の財産となったり消費されたりしない。すなわち和泉監が宮のた

めに用いようとしても、監のなかで使用できる雑用項目でない。ともあれ、右記の記載で雑用項目はほぼすべて出つくしているといつてよい。

さて、右記の雑用項目の検討によって、国から監へと行政区分の呼称・職名を書き換えなければならないような明瞭な支出上の差が浮かび上がってくるのだろうか。

以下、ほかの正税帳にもその項目があるのか、あるいは和泉監だけにみられる項目なのかを、順を逐つてみていきたい。その目的は、和泉監にしか見られない項目こそ、国という名ではできない仕事内容と思われるからである。

「依民部省天平九年四月廿一日符、急戸（略）賑給稻穀」「依五月十九日恩勅、賑給高年鰥寡惇獨等人」「依九月廿八日恩勅、賑給高年八十年已上」は、「天平九年但馬国正税帳」首部に「依太政官天平九年六月廿六日符、賑給疫病之徒合壹仟肆伯壹拾式人 粥饘料稻壹仟式伯式拾漆束伍把」、「天平九年豊後国正税帳」球珠郡に「依五月十九日恩勅、賑給高年并鰥寡之徒」とある。

「納民部省年料交易麦壹拾肆斛」は、「天平六年尾張国正税帳」首部に「年料馬糞式拾領 直稻捌拾束」などがある。

「伝馬肆匹（略）直稻」は、「天平十年周防国正税帳」首部にも「市替伝馬壹拾壹匹（並上） 価稻式仟漆伯伍拾束（馬別二百五十束）」とある。

「依例正月十四日二寺読金光明経捌卷・最勝王経拾卷、合壹拾捌卷、日佛聖僧肆軀并読僧拾捌口、合貳拾貳軀、惣供養料」は、「天平十年駿河国正税帳」首部に「正月十四日転読 金光明経并最勝王経壹拾捌卷、壹箇日佛聖僧并僧拾捌口合貳拾口供養料稻漆拾捌束漆把 食料捌束(口別四把)」

「依民部省天平九年十二月三日符、進上県醸酒」は、「天平六年尾張国正税帳」首部に「依太政官天平六年六月廿四日符、造木齋碗陸拾口料漆陸升」とある。

「依民部省天平九年十一月十二日符、官奴婢食料米」は、「天平九年但馬国正税帳」首部に「依民部省天平九年二月十日符、進上嶋宮奴婢食米參拾斛 充稻陸伯束」「依民部省天平九年十一月十二日符、進上官奴婢食米參拾斛 充稻陸伯束」とある。

「依民部省天平九年九月廿二日符、交易進上調陶器」は、「天平六年尾張国正税帳」首部に「進上交易鹿皮肆拾張(略)直稻肆伯束」などとある。

「朝使単伍人(官人二人 將從三人) 食稻壹束漆把(二人別四把 三人別三把) 酒式升(二人別一升) 料稻」は、「天平九年周防国正税帳」首部に列挙されている。「下伝使」「向京大宰故大式正四位下紀朝臣骨送使(音博士大初位上山背連韎鞞 將從十九人 合廿人 四日食稻廿四束四把、酒四升、塩壹升六合)」が通過する官人への食料給付であり、内容的な性格が近い。

「監巡行部内単參伯拾陸人(略) 食稻壹伯壹拾式束(略) 酒壹斛參升捌合(略) 料稻壹拾捌束壹把陸分、之伍」は、諸国では国司巡行にあたり、「天平九年但馬国正税帳」首部では「国司巡行所部壹拾壹度、官人參拾捌人、將從伍拾玖人 合玖拾漆人」とある。

「祭幣帛并大祓使從七位下村国連廣田 將從貳人 從監史生壹人 將從壹人 經壹箇日」「祭幣帛使位子无位丸連羣麻呂 將從壹人 從監正 將從參人 經壹箇日」は、「天平十年駿河国正税帳」に「幣帛奉国司(史生一口 從六口)六郡別一日食為単壹拾式日(史生六口 從六口)」とある。

「出挙正税……式度」は、「天平九年但馬国正税帳」首部に「春秋式度出挙官稻巡行官人」とある。

「難波宮雇民粮米」「難波宮雇民粮充」は、「天平九年但馬国正税帳」首部に「造難波宮司雇民食料雜貳伍斛 充稻壹伯伍拾束」「造難波宮司雇民食貳伍斛 運担夫式拾捌人 盛缶壹拾肆口」とある。

「催伯姓産業」は、「天平九年但馬国正税帳」首部に「領催伯姓産業巡行官人 単壹伯式拾陸日」とある。

「責計帳手実」は、「天平九年但馬国正税帳」首部に「責計帳手実巡行官人 単式伯肆拾漆日」とある。

「検校栗子」は、検校の対象は異なるものの、「天平九年豊後国正税帳」球珠郡に「壹度随府使検校紫草園」とある記載に近い。

「徴納正税」は、「天平九年但馬国正税帳」首部に「収納当年官

稲巡行官人 単壹伯玖拾玖日」とある。

「伝馬価直充 正 将従参人 経壹箇日 食稻」は伝馬の購入に立ち会っているもので、この項目はほかにない。しかし支出の趣旨としては「天平十年周防国正税帳」首部にある「検駅伝馬等国司壹度(椽一人、目一人)、将従肆人、合陸人、七日、単肆拾式人(目以上十四人、将従廿八人)、食稻壹拾肆束、酒壹斗肆升、塩捌合肆勺」とおなじである。

「巡行部内教導伯姓」は、表現がすこし異なるが、「天平九年但馬国正税帳」首部に「為観風俗并問伯姓消息巡行官人 単壹伯玖拾捌日」とあるのと内容は同じだろう。

網羅的ではなく、目についた類似の一事例を挙げておいたものにもすぎないが、以上の項目については和泉監以外の諸国正税帳にもその例がある。和泉監だけにある費目ではない。

次の項目は、和泉監にしか事例がみあたらない。しかしどの項目も、おそらくどの国の正税帳にあったと見られる。

「監月料稻壹伯捌拾壹束(故令史将従二人、起天平九年正月一日迄七月四日、合一百八十一日、別一束)」「監月料 正 令史 史生 壹人 将従陸人 式度 経捌箇日 食稻」は、月料すなわち勤務している官人の食用稻である。この項目があるのは、令史の赴任時期が稲作の田植え以降であり、国司食用を賄うべき收穫稻が前任者の取り分となったためであろう。監に特定されるような事情で支給さ

れた項目ではない。

「修理池史生壹人 将従壹人 経式拾箇日 食稻」は、「令義解」(新訂増補国史大系本)戸令国守条に「農功を勧め務めしめよ」、職員令大国家条に「百姓を字養せむこと、農桑を勧め課せむこと」とあるなかに見られる勸農行為の一つといつてよい。また「封正倉 正 将従参人 経壹拾参箇日 食稻」は、『令義解』職員令大国家条に国司の仕事として倉廩の管理があり、国司としての通常業務である。

「依民部省天平九年十一月九日符、給大鳥連大麻呂造地黄煎所米漆斛料稻」「依民部省天平九年十月五日符、神戸調錢伍伯陸拾漆文料割充稻」の支給はほかに類例がないが、ともに民部省符を受けた措置であり、監でなければ機能しなかったと推定されるような職務内容でない。

そのなかで「和泉宮御田苜稻收納 正 将従参人 経式箇日 食稻式束陸把酒式升」は、和泉宮に対する直接的な奉仕といえる。だが、公的施設の稲作管理では「天平十年駿河国正税帳」首部に「二寺稻收納国司(史生二口 従一口) 七郡別二日食為単式拾捌日(史生十四口 従十四口)」などともあり、諸国の国司も必要を感じれば公的施設の稲の収納事務に関与している。すくなくともこれができるようにするために、国でなく、監という行政呼称にわざわざしたとまではいえまい。

正税帳の雑用項目を眺めてみたなかでは、「難波宮雇民粮米」「難

波宮雇民粮充」などの方が、「離宮の管理運営」に奉仕するという滝川氏の推定された監の設置趣意にむしろそつているように思われる。難波宮や和泉宮などの建設・修理や日常的な維持管理業務などには、通常の国司の権限を超える人的・物的資産の調達が必要となることが予想される。離宮ならではの、離宮の主による私的な発意に基づく仕事や行幸・狩猟などの臨機応変な業務形態に対応するため、雇民を多用する必要がある。歳役はもとより機能したことがないが、雑徭では国内土木事業などに使役できても、和泉宮に近接する人たちがばかりを使う理由がない。律令制度の建前である「負担の平等」にそぐわないからだ。その点で雇役料を支払った雇民ならば、表向きは一往任意の有償労働である。したがって雇役料の支払いや雇民の食料などの支出が多くなり、一般性・公平性が問われる律令制度の官制のなかで国司としての職務権限内では対応にむりが生じる。そういうことではないかとも思えた。

しかし雇民についての支出項目は、すでに見たように「天平九年但馬国正税帳」首部に「造難波宮司雇民食料雑餼伍斛 充稲彦伯伍拾束」「造難波宮司雇民食餼伍斛 運担夫式拾捌人 盛岳彦拾肆口」などとあり、負担支出はその宮を抱える国に限られてない。

すなわち、監は珍努宮・吉野宮などの離宮に奉仕するために置かれたと推測されてきたが、監司が支出した項目をみるかぎりでは具体的に奉仕の形跡が見られないのだ。

三、役所名・系列からの検討

監管轄下の支出費目とくに国内巡行などの雑用費目は、諸国国司管轄下の支出費目と変わらない。「国司の職務権限ではできないから、だから監という組織にしたのだろう」と想定してみたのが、もともと失当だったようである。

では、官位制度上の国司の待遇では監の職員の待遇が穏当に照応しないから、国司の制度とは別の職名を付せられたのだろうか。

まず「天平九年度和泉監正税帳」郡部末尾の倉庫に見られる監職員の官位をみると、

養老六年正正六位上奈貴首百足（大鳥郡・和泉郡）

天平九年正正六位上勲十二等黄文連伊加麻呂（大鳥郡・和泉郡・日根郡）

天平八年正正六位上勲十二等御使連乙麻呂（大鳥郡・和泉郡・日根郡）

天平六年佑従八位上土師宿禰比良夫（大鳥郡）

天平五年令史従八位下椎田連嶋麻呂（和泉郡）

とあり、正は正六位上・従六位上、佑は従八位上、令史は従八位下の官位を帯びていた。

和泉監の管内は大鳥郡・和泉郡・日根郡の三郡だから、明瞭な規定はないものの、中国か下国のランクとなる。若狭・佐渡は三郡でも中国扱いだが、伊賀・隠岐は四郡でも下国である。飛騨は三郡で

下国に格付けられた。総じて見ると、ランクは中国か下国のどちらかである。

『令義解』官位令では、

正六位下 中国の守

従六位下 下国の守

正八位上 中国の椽

大初位下 中国の目

少初位上 下国の目

とあり、養老六年時点では中国ランクに近く、天平六年・九年では下国ランクに近い。官位相当は位階の保持者の数にも左右されてかならずしも令制通りでないので、当該の位階を帯びている者が就任するとは限らない。むしろ注目すべきは佐で、令制の下国の四等官には守・目しかないはずだった。三等目の佐が置かれていることからすると、当初の和泉監は中国ランクであった。しかし天平六年には判官級の佐がいたが、天平九年の国司巡行の項には長官級の正と主典級の令史しか見えない。これは通年そうだったようで、出張などの在京期間が長引いたためにたまたま見られないというようない偶然な事情ではない。とすると、天平六年から九年の三年間のどこかで、中国から令制の下国へと格下げとなったらしい。

すなわち国のランク付けというならば、諸国国司の官位相当制度とさしてかわらない待遇であった。監などという新規の官司名を興

さなくとも、河内国から和泉国を中国または下国ランクの一カ国として分置して、守・目などを置けばよかった。『令義解』職員令大國条によれば、陸奥・出羽・越後などの辺境国には「饗給・征討・斥候を知れ」、壹岐・対馬・日向・薩摩・大隅には「鎮捍・防守及び蕃客・帰化を惣て知れ」、越前・美濃・伊勢の三関国には「関契及び関契の事を掌れ」としているように、地域特有の職務権限を付け加えて指定している。これと同様に、和泉・芳野には離宮管理を職掌に加える。それだけで、事足りるのではないか。和泉国・芳野国を建置することで済むのに、国という称号をあえて避けるのは、いったいなぜなのだろう。ここに、何らかの思惑が込められているのではないか。

二官八省の場合、太政官が省を管轄する上級官司となっている。省の下部には職・寮・司がある。これらの関係は、役所の大きさによるランク付けであるとともに、上下・統属関係にもある。たとえば『令義解』職員令治部省条では「治部省 寮二・司二を管ぶ」とあり、雅楽寮・玄蕃寮・諸陵司・喪儀司が管轄下にある。寮と司とは直接的な統属・被管関係にないようで、この区別は役所の規模によるようだ。四等官の相当位階をみても、雅楽寮・玄蕃寮の長官（頭）はともに従五位上だが、諸陵司の長官（正）は正六位上、葬儀正は正六位下相当官である。寮よりも司の方が、やや下位である。つまり役所としての規模や格付けの違いが、その名称として現わされ

ているわけである。国・寮・司・署のいずれでもなく、監という名称にしたのは、このためだったろうか。

だが、こうした推測もあたっていない。

『令義解』官位令によると、宮内省所管の主油司・内掃司・管陶司・内染司の長官(正)は従六位上相当、判官(佐)は正八位下相当、主典(令史)は少初位相当である。これに対して監と名付けられた令制官司である春宮坊所管の舍人監・主膳監・主藏監の長官(正)も従六位上相当、判官(佐)も正八位下相当、主典(令史)も少初位相当であり、両者は全く職員のランクが同じである。すなわち役所の格付けからするならば、舍人監ではなく舍人司、以下も同じように主膳司・主藏司でよかった。

調べられたのはここまでである。ここからさきどのように追究していったらよいか、いまだ方向を見いだせないまま同じ所で踏み惑っている。

そうした思いのなかだが、あえて発言すればこうなる。

監という役所名が見られるのは、東宮職員のなかだけである。監でなくて、格付けからいえば司でもよかった。それなのに、監という役所名をことさらにたてている。それは東宮関係の役所ならば、寮・司ではなく、監・署などと称することにしようか決めていたからだろう。

これを和泉監・芳野監に適用すると、監とされたことからみて東

宮職員の系列下に入るようになったのだ。もちろん諸国から分離されたわけではなく、四畿二監としてあいかわらず諸国の一部にとどまり、監職員は諸国国司と同様に太政官・民部省などの支配・監督をうける。だがそれとともに、離宮の管理・運営事業を通じて東宮職員としての指揮・管理もつけたのではないか。中国にも「太子監国」という言葉があり、天子が京師に不在中は、そのかわりに皇太子が執政する。その場合にも「監」という言葉が使われていた。³⁾

そうはいってみても、和泉監・芳野監存続期間中に東宮職員が置かれるもとなる皇太子がいたのは、和銅七年(七一四)六月に首皇子の「皇太子元服」(『続日本紀』)記事から神龜元年(七二四)二月の聖武天皇即位記事まで、神龜四年十一月基王の立太子記事から翌年九月の死没記事まで、天平十年正月の阿倍皇女の立太子記事以降で確認されるにすぎない。これ以外の期間すなわち神龜元年二月月から神龜四年十一月の間と神龜五年九月から天平十年正月までの間は、東宮が置かれていなかった。これをどのように考えるのか。

まず靈龜二年(七二六)に監が成立したのは、首皇子が前年に立太子したためだったと考えるもよい。設置の意図は、ようするに領国を与えるということである。経済的な利益など具体性を持った領国ではなく、もちろん観念としての領国である。藤原不比等が淡海公と呼ばれ、藤原氏にとって近江守は、実利はさして大きくないなかで、藤原氏の総領がつくべき象徴的な地位となっていく。藤原氏総

帥の地位にあった武智麻呂は和銅五年から靈龜二年まで、仲麻呂は天平十七年から天平宝字年間まで参議・大納言・紫微内相となりながら、近江守を兼任しつづけた。京官のしかも政府高官となっても、たかが一地方官の長官職などにお固執したのは、それが象徴的な意味を持つていたからである。つまり近江国は藤原氏の領国となり、その地位に就くことが総帥であることの証となった。そうした意味の「観念的な領国」として、皇太子に二つの監(国)が既存の国から割愛された上で与えられたのではなかったか。

そうであれば、首皇子が聖武天皇として即位したとき東官も消えており、皇太子の領国としての監も消えてしまはずだった。しかし監はそのまま残された。それは聖武天皇にとって既得権となったからとも、二監が「天皇家としての領国」と観念されるようになったからともいえる。

右のように、とりあえず考えておく。

注

(1) 滝川政次郎氏「芳野和泉二監考」(同氏著『日本法制史研究』所収、有斐閣刊、一九四一年三月)

(2) 正税帳各断簡の帰属は、拙稿「正税稲穀の累積と分布」(『白鳳天平時代の研究』所収、笠間書院刊)の第一表として「正税帳首部郡部所属状況の整理」に一覧表を掲げている。帰属先の判断については、拙稿

「奈良時代地方官制の基礎的研究(一)」(日本私学教育研究所紀要一四号(二)、一九七九年一月)を参照のこと。

(3) 窪添慶文氏「北魏の太子監国制度」(池田温氏編『日中律令制の諸相』所収。東方書店刊、二〇〇二年三月)などの論考がある。なお中国には国子学・国子寺があり、隋のときにこれを改組・改称して国子監とした。これは「儒学訓導の政令を掌り、国子・太学・四門・書・算等の学校を統ぶる教育行政官庁」(「国子学」の項、『東洋歴史大辞典』一二六一頁。臨川書店刊)であるが、中国の官庁内での監の名称の使い方と日本のなかでの官司の命名には、おのずから異なる基準が働いたであろう。